

計画期間

令和3年度～令和12年度

広尾町酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和3年11月

北海道広尾町

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
 - 1 酪農経営
 - 2 肉用牛経営
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛（乳肉複合経営を含む）
 - 2 肉用牛
- V 国産飼料基盤の強化に関する事項
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 広尾町における酪農及び肉用牛生産の役割と責任、展開方向

広尾町の酪農及び肉用牛生産は、食生活の洋風化・多様化などによる需要拡大と広大な土地資源などを背景に順調な発展を遂げ、本町農業の基幹部門として大きく成長してきました。

加えて、畜産物の生産は、農業資材や機械、建設、運輸、など広い関連産業とともに、雇用の場の提供などを含めた地域経済における基幹産業として重要な役割を果たしているほか、牧草地や放牧風景などその牧歌的な風景は、広尾町の景観として、観光振興など、本町ブランドを構成する重要な役割を担っています。

このように豊かな土地基盤などを背景に、規模拡大や生産拡大を進め、順調に発展してきた本町の酪農及び肉用牛生産ですが、一方で、担い手の高齢化や労働力不足、輸入穀物価格の高騰による生産コストの上昇、環境問題、海外悪性伝染病の発生懸念等、酪農及び肉用牛経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、生産基盤の維持、強化が急務となっています。

国際貿易交渉においては、平成27年10月、TPP協定が大筋合意に至り、乳製品や牛肉などについて、国家貿易の維持やセーフガードなどの措置が講じられたものの、一部関税の撤廃や引き下げ、輸入枠の拡大などが盛り込まれ、町内農業者や関係者の不安は極めて大きいものとなっています。

他方、需要面に目を向ければ、必ずしも厳しい環境ばかりではなく、酪農においては、国産乳製品への実需者からの評価やニーズは依然として高く、チーズやはっ酵乳の需要も堅調に拡大しており、多様化する消費者ニーズや嗜好の変化に応え新たな需要を開拓しているほか、肉用牛生産においては、牛肉に加えて、健康志向や肉本来の味を求める消費者からは、適度な脂肪交雑や赤身の牛肉への関心が高まっているなど、これらの変化を本町の酪農及び肉用牛生産にとっての好機と捉えることもできます。

こうした現状を踏まえれば、本町の酪農及び肉用牛生産はまさに重要な岐路に立っており、今後とも、安全で高品質な乳製品及び食肉の安定供給の役割と責任を果たすため、また、本町の重要な産業として持続的な発展を遂げるため、今一度、家畜を飼い、畜産物を供給するという「原点」を再確認し、本町の優位性であり、本町だからこそ可能な、草地を最大限利用した酪農及び肉用牛生産を推進する必要があります。

そのために、本町の生産基盤の強化と収益性の向上を目指す、畜産クラスターの継続的な取組を推進するとともに、生産を構成する「人」「牛」「飼料」の持つ力を最大限に発揮し、加えて、地域営農支援システムの確立や搾乳ロボットに代表される新たな省力化技術の積極的な導入、大規模法人経営体の育成や放牧の推進など「次なるステージ」の酪農及び肉用牛生産を確立するため、「広尾町酪農・肉用牛生産近代化計画」を定めました。

2 酪農及び肉用牛生産の競争力の強化

1 生産基盤強化のための取組

(1) 「人の視点」～担い手の育成と労働負担の軽減～

ア 本町の太宗を占める家族経営の持続的発展

本町における畜産経営体の太宗を占める家族経営の持続的な発展に向けて、労

働負担の軽減を図る省力化機械の導入や本町の実情に即した営農支援システムの整備、低コスト生産につながる基本技術の徹底など、生産性の向上とゆとりある畜産経営を実現する取組を推進します。

イ 家族経営をサポートする地域営農支援システムの確立

労働負担の軽減や作業の効率化を図るため、ヘルパー、哺育・育成センター、コントラクター、TMRセンター、公共牧場など家族経営を地域でサポートする多様な営農支援システムの確立と、その経営基盤の安定を図ります。

また、こうしたシステムの活用により、自給飼料の安定生産や飼養管理等への集中による生産性の向上、新規就農者等の技術習得などにより、本町全体での所得向上や担い手確保を推進します。

ウ ロボット技術などを活かした省力的なスマート農業の推進

作業の省力化を図り労働生産性を高めるため、搾乳ロボット、自動給餌機や哺乳ロボットなどの導入を支援するとともに、導入による省力化と併せてロボット等から得られる各種の情報と、ICT（情報通信技術）を組み合わせた新たな飼養管理システムについて普及・指導を図ります。

エ 新規就農者の育成・確保

次代の酪農及び肉用牛生産を担う新規就農者を育成・確保するため、関係機関・団体等と連携を図りながら、新規就農希望者に対する情報提供や研修等の充実強化、後継者不在農家や離農跡地の有効活用による農地取得や施設整備に係る負担軽減により、後継者や新規就農者の円滑な経営継承を推進します。

また、農協・民間出資型法人の設立等による新規就農者等への研修機会の提供や、酪農ヘルパーなど営農支援組織からの就農を支援するなど、多様な担い手対策を推進します。

オ 大規模法人経営体の育成

規模拡大による生産性の向上や効率的な労働力の配分、遊休農地の活用、本町の雇用創出などが期待される、実情に応じた大規模法人の設立を支援します。

特に酪農については、地域の生乳生産量の維持拡大と併せて、経営管理の高度化、経営の多角化や6次産業化、担い手の育成などの役割を果たすことが期待される農協や民間企業等の共同出資等による法人の設立を積極的に支援します。

カ ゆとりある放牧酪農の推進

放牧酪農は、新規就農時の課題となる高額な初期投資を抑制し、円滑な経営継承を図ることができ、また、放牧を経営に取り入れることにより、飼料生産・給与や排せつ物処理等の省力化や経営の低コスト化など、ゆとりある経営の展開が期待できることから、地域の自然条件に応じた高度な放牧技術の普及を推進します。

(2) 「牛の視点」 ～乳牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応～

ア ベストパフォーマンスを発揮させる飼養管理の推進

酪農については、牛群検定の推進と検定情報の活用等による基本的な飼養・繁殖管理を徹底し、乳牛の供用期間の延長、受胎率の向上、分娩間隔の短縮、子牛事故率の低下、代謝異常の予防など、家畜を快適な環境で飼養し、乳牛の能力を最大限発揮させることで、生乳生産量の増加を図ります。

肉用牛生産については、飼養管理の改善による繁殖雌牛の初産分娩月齢の早期化や分娩間隔の短縮、繁殖雌牛の供用期間の適正化を図ることで、効率的な肉用牛生産を推進します。

イ 生産構造の転換等による飼養頭数の確保

酪農については、地域営農支援システムの充実や省力機械の導入などの経営の分業化や省力化を支援することにより、個々の飼養頭数の増加を推進します。肉用牛生産については、繁殖から肥育までを行う一貫経営への移行や、哺育・育成センター導入等により地域で繁殖・育成を集約化する体制の構築を推進します。

また、耕種部門への肉用牛導入や、素牛価格の高騰による肥育素牛導入のコストを削減するため、酪農部門との複合経営など多様な肉用牛生産を推進します。

ウ 計画的な乳用後継牛の確保と肉用牛生産の拡大

酪農については、高能力牛に対する性判別精液や受精卵移植技術の活用により優良な乳用後継牛を計画的に確保するとともに、和牛受精卵の活用による和子牛生産の拡大を推進します。

肉用牛生産については、優良繁殖雌牛群の造成を支援することにより、繁殖基盤の確保と肉用牛生産の拡大を推進します。

エ 経営安定に寄与する家畜改良の推進

酪農については、乳量・乳成分に加え、長命連産を通じた生涯生産性の向上に寄与する泌乳持続性や体型等の改良を一体的に推進します。

また、乳牛の能力の把握や飼養管理・繁殖管理の改善、安定的な後代検定の実施のため、牛群検定の加入を促進するとともに、効率的な牛群改良を行うため、ゲノミック評価の精度向上と生産現場での普及に向けた取組を推進します。

肉用牛生産については、産肉能力や繁殖能力の改良を推進するとともに、ゲノミック評価に関する情報の蓄積・分析等を進め、優良種畜及び雄郎繁殖雌牛群選抜への活用を図ります。

(3) 「飼料の視点」 ～道産飼料生産基盤の確立～

ア 草地基盤をフル活用した良質な自給粗飼料の生産・利用の拡大

北海道の優位性を活かし、自給飼料生産基盤に立脚した畜産経営を確立するため、生産者団体と連携し、農地の集積・団地化を促進するとともに、牧草の優良品種を用いた計画的な草地整備改良による植生改善をはじめ、栽培管理技術の高度化や簡易更新の推進、コントラクター等の飼料生産組織の活用など、草地基盤をフル活用した良質で低コストな粗飼料の生産・利用の拡大を推進します。

また、サイレージ用とうもろこしなど栄養価の高い自給粗飼料を増産するため、作付限界地域への生産拡大を推進します。

イ 自給濃厚飼料等の生産・利用の拡大

高騰する輸入配合飼料からの置き換えによる生産費の低減を図るため、道産ビートパルプや子実用とうもろこし等の自給濃厚飼料の生産・利用を推進します。

ウ 放牧の推進

本町の恵まれた自給飼料基盤を最大限活用するため、酪農における放牧の更なる普及や、肉用牛の繁殖雌牛で放牧を活用することにより、自給粗飼料利用率の向上を推進します。

2 畜産経営の収益力の強化のための取組

(1) 収益性の向上のための取組

ア 良質飼料の利用向上による生産費の低減

適期刈取の励行、利用方法に併せた草種の適切な組合せなど草地の適正な栽培管理や植生改善により栄養価に優れる良質自給飼料の生産に取り組むとともに、自給飼料の有効活用による生産費の低減を推進します。

イ 飼養管理技術の改善等による生産性の向上

ボディ・コンディション・スコアに基づく適正な飼養給与や、分娩監視や発情発見のためのICTの活用等による適正な繁殖・飼養管理を行うことにより、生産性の向上を推進します。

加えて、肉用牛については、肥育技術の向上による肥育期間の短縮を図ること、効率的な肉用牛生産を推進します。

ウ 生産基盤強化による生産量の増加

地域営農支援システムの活用や省力化機械の導入等、飼養管理の外部化・分業化や省力化に取り組むとともに、計画的な設備投資を行うことにより、生産量の増加を推進します。

エ 生産物の付加価値の向上

酪農については、ジャージー種やブラウンスイス種、放牧や有機飼料の利用等、特色ある生乳の生産により、付加価値を高めたブランド化や差別化の取組を推進します。

肉用牛生産については、本町の特色ある品種構成や恵まれた草地資源を活用した、多様な肉用牛の生産を推進することで、多様な牛肉の生産を推進し、付加価値向上とブランド化の取組を推進します。

(2) 経営の持続的発展のための経営能力の向上

ア 中長期的な人材育成と円滑な経営継承

経営を持続的に発展させるため、農業大学校における研修教育や農業改良普及センターによる技術習得支援などにより、後継者や法人雇用者の資質向上を図るとともに、経営の継承を目的とした法人の設立や法人構成員・雇用者の段階的な経営参画を進めるなど、円滑な経営継承を推進します。

イ 経営能力の向上

生産者が、自らの技術・経営データの管理や分析、積極的な研修への参加や経営コンサルティングの活用に取り組むほか、生産者グループ内で飼養管理技術や経営状況等の情報を共有することなどにより、自らの経営を客観的に評価し弱点を克服するなど経営の改善や発展に努めるとともに、牛群検定データ等を活用した指導や地域優良経営の横展開など、生産者団体の指導員等による支援体制の整備・強化を推進します。

特にロボット等の機械導入や肉用牛一貫経営への移行など新たな飼養管理技術を導入した生産者への飼養管理能力の向上のため、技術指導や経営指導に取り組みます。

ウ 女性の活躍の推進

牛ごとの健康状態の把握などきめ細かな個体管理が求められる酪農及び肉用牛生産において、女性は重要な役割を担っているが、今後は飼養管理のみならず、6次産業化など、女性の創意工夫や社交性が発揮できる取組を支援するなど、これまで以上に女性が経営や地域活動などに参画しやすい環境づくりを推進します。

3 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

(1) 家畜衛生対策

ア 家畜衛生対策の推進

家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上等による防疫体制を強化し、的確かつ効率的な家畜衛生対策を推進します。

イ 海外悪性伝染病への対応

海外悪性伝染病の侵入防止に向け、道や関係機関とも連携しながら、外国人入国者や農場に対して、家畜伝染病に関する注意喚起や指導をより徹底するとともに、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした農場段階での防疫の徹底と、関係団体との協力のもと、実践的な防疫演習を実施する等、発生に備えた防疫対策の強化に努めます。

ウ 産業動物獣医師等の育成・確保

食の安全・安心確保対策、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等に対する危機管理対策など、産業動物獣医師の果たす役割・期待は年々高まっているが、近年は、産業動物獣医師の採用が困難な状態が続いていることから、関係団体等との綿密な連携のもと産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

(2) 畜産環境対策

飼料基盤と飼養規模の調和を図るため、立地条件に応じた放牧の推進など自給飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産を推進します。

また、家畜排せつ物は貴重な有機質資源であることから、畜産農家と耕種農家との連携、良質な堆肥・液肥の生産や適切な施肥管理を推進します。

家畜排せつ物のエネルギー利用は、有機質資源の有効活用、売電による収益の改善、自家農場での電力利用、あるいは臭気対策の強化等の観点から、実情に即して利用を一層推進します。

処理高度化施設については、実情や将来計画等を十分勘案の上、飼養規模等に応じた施設を畜産クラスター事業等の活用により整備するとともに、現在簡易な施設等に対応している畜産農家の恒久的な処理施設の整備を促進します。

4 畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

(1) 地域を支える畜産の振興

本町の酪農及び肉用牛生産基盤の強化と収益性の向上を図るため、町や農協等が、生産者をはじめとした関係者と連携し、地域の現状と課題の分析を行い、共通の目標としての地域の将来像を実現するための具体的な取組を進め、地域全体の収益性を向上させる畜産クラスターの継続的な取組を関係者が一体となって推進します。

(2) 新技術の開発・普及、試験研究・普及・行政と地域との連携

関係機関・団体との連携のもと、酪農については、SNP（一塩基多型）解析技術を活用したゲノミック評価や凍結精液等の雌雄判別技術など、新たな家畜改良技術の普及のほか、多様な地域条件に適合した放牧技術や牧草の利用方法など、放牧利用の拡大に係る技術の開発・普及を推進します。

また、肉用牛生産については、ゲノミック評価の活用による改良速度の向上、自給粗飼料・国産飼料を活用した育成技術や肥育技術の開発・普及を推進します。

こうした取組に加え、高品質な飼料作物の新品種や安定生産技術、家畜排せつ物の低コストな処理・利用技術や家畜の感染症や人獣共通感染症の診断・予防技術などの開発・普及に努めます。

地域が直面する課題に対応するため、本町関係団体が一体となって、地域の課題や新たな取組についての情報の共有化を図り、地域の要望に応じた試験研究の推進とその成果の普及、技術支援などに努めます。

5 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

(1) 安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

ア 良質乳の継続的な生産をするための取組促進

安全・安心で高品質な牛乳乳製品に対する需要や生乳の広域流通などに的確に対応し、引き続き高品質な生乳生産を維持するため、関係機関・団体と連携の上

、ポジティブリスト制度に対応した生産者段階での農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底と生産履歴の記帳・保管、搾乳機器の適正使用等による乳房炎対策などにより、総合的な乳質改善の取組を推進します。

イ 飼料・飼料添加物、動物用医薬品の安全確保

消費者から信頼される安全・安心な畜産物の安定供給を確保するため、飼料及び飼料添加物の製造・販売業者や生産者に対する立入検査、指導等を実施します。

動物用医薬品については、適切な使用が行われるよう、関係法令に基づき、関係機関・団体と連携して、関連業者や獣医師及び畜産農家に対する立入検査や指導を実施します。

(2) 国内実需者及び消費者のニーズ等を踏まえた生産・供給の推進

ア 牛乳乳製品の安定供給と弾力的な生乳取引の推進

生乳は、毎日生産され、非常に腐敗しやすい特徴があることから、需給環境を踏まえた適切な用途別取引や需給調整を推進することにより、牛乳乳製品の安定供給を図ります。

また、生産者の取組や消費者ニーズに応えるため、酪農家自らによる牛乳乳製品の製造販売や特色ある生乳の直接販売等の取組を推進します。

イ 牛肉のブランド化の推進と需要の拡大

本町の恵まれた草地資源を活用した肉用牛生産の推進や、肉用牛生産基盤の強化などにより、牛肉の安定的な供給に努めるとともに、高級志向や健康志向など消費者のニーズに合わせた肉用牛生産を推進し、町産牛肉の需要拡大に向け、首都圏や道内各地での消費拡大に取り組み、牛肉の高付加価値商品の開発やブランド化の取組を推進します。

ウ 6 次産業化による加工・流通・販売の促進

酪農家と指定生乳生産者団体との生乳取引の多様化を図る取組や、畜産クラスターや農林漁業成長産業化ファンド等の各種支援策を活用し、加工・流通業者の参画も含めた、酪農及び肉用牛経営の6次産業化の取組を推進します。

(3) 畜産や畜産物に対する国民理解の醸成、食育等の推進

ア 酪農を通じて「食」と「いのち」を学ぶ酪農教育ファームなどの推進

次代を担う子どもたちや学生、保護者に本町の酪農及び肉用牛生産 についての理解を深めてもらうため、教育機関等との連携のもと、学校給食の場や、ふれあい農園、「食」や「いのち」、「心」に関する教育などを行う食育活動を推進します。

イ 地産地消の推進

地域の活性化や健康で豊かな食生活にとって大きな意義のある地産地消にしては、道が関係機関・団体などと一緒に進めている愛食運動と協力・連携して展開しており、地域の酪農・畜産関係者の地域マルシェや各種イベントへの積極的な出店・参画を促すなど、より効果的な運動となるよう努めます。

Ⅱ 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
広尾町	広尾	11,677頭	6,931頭	6,233頭	9,416kg	58,692 t	14,552頭	8,425頭	7,501頭	9,500kg	71,263 t
合計		11,677頭	6,931頭	6,233頭	9,416kg	58,692 t	14,552頭	8,425頭	7,501頭	9,500kg	71,263 t

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
3. 「目標」欄には、令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成30年度）								目標（令和12年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
広尾町	広尾	2,905頭	480頭	446頭	0	926頭	1,979頭	0	1,979頭	3,316頭	590頭	451頭	0	1,041頭	2,275頭	0	2,275頭
合計		2,905頭	480頭	446頭	0	926頭	1,979頭	0	1,979頭	3,316頭	590頭	451頭	0	1,041頭	2,275頭	0	2,275頭

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方針及び肉用牛経営方針の指標

1 酪農経営方式
単一経営

経営概要										生産性指標										備考			
方式名 (特徴となる取組の概要)	経営形態	飼養形態					牛		飼料					人									
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト 生乳1kg当たり費用合計	経産牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入		経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得
I つなぎ飼い 60頭タイプ	家族経営	60	T S	ヘルパー 公共牧場	分離給与	-	9,240	4	チキンニシ どうもろこし	50.4	利用組合	ビート バルブ	67.5	63.1	10	75	47	4,034 (2,000)	6,311	5,062	1,249	624	
II つなぎ飼い 80頭タイプ	家族経営	80	T S	ヘルパー 公共牧場	TMR	-	9,240	4	チキンニシ どうもろこし	61.5	コント ラク ター	ビート バルブ	65.8	61.3	10	78	44	4,061 (2,000)	8,433	6,985	1,448	724	
III フリーストール 120頭タイプ	家族経営	120	F M	ヘルパー 公共牧場	TMR	-	9,240	4	チキンニシ どうもろこし	74.3	コント ラク ター	ビート バルブ	65.5	61.1	10	74	35	4,701 (2,000)	12,643	10,023	2,619	1,310	
IV フリーストール 200頭タイプ	家族経営	200	F M	ヘルパー 公共牧場	TMR	-	9,240	4	チキンニシ どうもろこし	123.5	コント ラク ター	ビート バルブ	65.5	61.1	10	72	35	7,485 (2,000)	21,071	16,488	4,583	1,528	
V フリーストール 400頭タイプ	家族経営	400	F M	ヘルパー 公共牧場	TMR	-	9,240	4	チキンニシ どうもろこし	197.8	戸別完結	ビート バルブ	62.2	57.7	10	67	29	15,195 (2,000)	42,143	30,989	11,154	2,789	

(注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。

2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。

3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

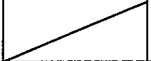
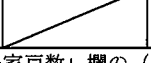
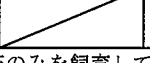
(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要				生産性指標													人				備考		
	経営形態	飼養形態				牛				飼料						生産コスト	労働			経営				
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化 (種類)	購入産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)		粗飼料給与率	経営内堆肥 利用割合	粗収入	経営費	農業所得		主たる従事者 1人当たり所得	
I 肉専用種繁殖経営 120頭タイプ	家族経営	頭 120	牛房群飼連スタ	—	分離給与	(ha) 利用0	ヶ月 12.5	ヶ月 24.0	ヶ月 8.0	kg 去勢308 雌292	kg チモシー主体	ha 66.2	コントラクター	—	83.0	82.0	10	円 337,409	hr 4,014 (2,000)	万円 7,271	万円 3,070	万円 4,201	万円 2,100	
II 酪肉複合	家族経営	乳牛 35 繁殖30	牛房群飼連スタ	—	分離給与	利用9.0	ヶ月 12.5	ヶ月 24.0	ヶ月 8.0	kg 去勢308 雌292	kg チモシー主体とうもろこし	ha 49.4	利用組合	—	83.0	82.0	10	円 406,705	hr 5,464 (2,000)	万円 5,452	万円 4,154	万円 1,298	万円 433	

Ⅳ 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③／②
					③総数	④うち成牛頭数	
広尾	現在	戸 80	戸 70	% 88%	頭 11,677	頭 6,931	頭 167
	目標		57 (3)		13,352	8,425	234
合計	現在	80	70	88%	11,677	6,931	167
	目標		57 (3)		13,352	6,931	234

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

地域経営支援システムの確立、畜舎整備等による規模拡大、搾乳ロボット導入等による省力化に対する支援を実施し、飼養規模の維持・拡大を図ります。また、牛群検定情報の活用による適切な飼養管理、雌雄判別精液の活用等により、必要な乳牛頭数の確保を図ります。

また、酪農体質強化対策事業の活用や、JA独自による乳牛の導入に対する助成も行い、飼養頭数の維持・拡大を促すとともに、中山間地域等直接支払交付金を活用した集落単位での飼養頭数の維持・拡大に取り組んでいます。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/① %	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種繁殖経営	広尾	現在	戸 84	戸 10	11.9%	頭 2,459	頭 480	頭 480	頭	頭	頭 1,979	頭 1,979	頭
		目標		6		2,865	590	590			2,275	2,275	
		現在											
		目標											
	合計	現在	84	10	11.9%	2,459	480	480			1,979	1,979	
		目標		6		2,865	590	590			2,275	2,275	
肉専用種肥育経営	広尾	現在	84	1	1.2%	446	446		446				
		目標		1 ()		451	451	()	451 ()				
		現在											
		目標		()				()	()				
	合計	現在	84	1	1.2%	446	446	0	446	0	0	0	0
		目標		1 ()		451	451	0 ()	451 ()	0	0	0	0
乳用種・交雑種肥育経営	広尾	現在	84	0			0	0	0	0			0
		目標		(0)			0	0 ()	0 ()	0			0
		現在											
		目標		()				()	()				
	合計	現在	84	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0
		目標		(0)		0	0	0 ()	0 ()	0	0	0	0

(注) () 内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

遺伝的能力を十分に発揮するための飼養管理技術の向上、地域の餌料資源等の活用や品種特性を生かした肉用牛生産の推進、生産技術の改善等による町内肥育仕向け率の向上などに重点をおいた取り組みを推進します。

ア 肉専用種繁殖経営

所得の確保・増大に向け、耕種・酪農との複合経営の育成と生産効率の改善を図り、肉専用種の生産を推進します。

イ 乳用種・交雑種の育成経営、肥育経営、一貫経営

酪農家による初生牛の適正管理と導入後の疾病対策等により事故率の低減を図るとともに、哺乳ロボット等の導入による省力化を推進します。

また、ほ場副産物や粗飼料の有効活用等による低コスト生産を促進するとともに、哺育・育成経営や肥育経営の一貫経営への移行により、安定した経営の確立と規模維持及び拡大を推進します。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	67.2%	78.2%
	肉用牛	28%	32.1%
飼料作物の作付延べ面積		5,011ha	5,039ha

2 具体的措置

（1）草地の植生改善による良質な自給粗飼料の増産

地域に応じた雑草駆除の徹底と、優良品種を活用した草地整備改良等を実施することにより、植生改善への取組を推進し、牧草の単収を4,100/10aから4,500kg/10aへ増加させます。

また、サイレージ用とうもろこしは、今まで作付できなかった地域への新品種の導入や、草地に一時的にサイレージ用とうもろこし等を作付することによる雑草駆除の取組も推進することで、作付面積を1,216haから1,230haに拡大させます。

（2）自給濃厚飼料の取組

道産のビートパルプなどの取組を推進します。

（3）放牧地の条件整備

放牧に適したペレニアルライグラス、メドウフェスク等の作付を推進するとともに、牧柵等の設置など放牧利用ができるよう環境整備を推進します。

Ⅵ 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

収乳業務を担う農業協同組合と、送乳業務を担う指定生乳生産者団体、それぞれが主体となつて行う生乳流通の安定とコスト低減を図るため、生乳生産量及び処理量、輸送距離等の地域条件や生乳の道外移出等に対応した集送乳体制の整備、合理化を促進します。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区分 区域名		現在（平成30年度）						目標（令和12年度）					
		出荷頭数 ①	出荷先			②/①	出荷頭数 ①	出荷先			②/①		
			県内					県外	県内			県外	
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場			その他
広尾	肉専用種	頭 115	頭 112	頭 0	頭 3	頭 0	% 97	頭 60	頭 60	頭 0	頭 0	% 100	
	乳用種	486	486				100	506	506			100	
	交雑種												
合計	肉専用種	115	112	0	3	0	97	0	0	0	0		
	乳用種	486	486				100	506	506			100	
	交雑種												

(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であつて、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

(2) 肉用牛の流通の合理化

肉用牛の流通コストの低減及びその機能を十分に発揮させるためには、家畜飼養頭数状況を勘案した家畜市場の取引頭数の拡大や繋留方法の改善、掲示内容等など情報の高度化による取引の効率化が必要となるとともに、今後、性判別技術・受精卵移植技術の活用など、子牛の生産・流通状況の変化が見込まれていることから、これらに対応し、市場設置者の意向を踏まえ家畜の生産・流通動向、立地条件等の地域の実情に応じながら、市場の機能高度化・再編整備を含めて流通の合理化を検討します。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

(Ⅰの2の1(1)「人の視点」～担い手の育成と労働負担の軽減～において記載)

(2) 畜産クラスターの推進方針

地域の畜産生産基盤の強化と地域ぐるみの収益性の向上を図るため、町や農協等が畜産農家をはじめ関係者と連携し、地域の現状と課題の分析を行い、共通の目標としての地域の将来像を実現するための具体的な取組を進め、地域全体の収益性を向上させる畜産クラスターの継続的な取組を関係者が一体となって推進します。

(3) 計画の進行管理と評価

町は、本計画の策定後、計画に定めた取組の着実な実施と目標の達成のため、その推進状況や関係者による取組の実施状況について、随時把握し、進捗管理を行います。

また、その過程で明らかとなった、取組の効果や新たな課題等を踏まえ、必要に応じて取組の見直しや改善を行います。